

社会福祉法人あつみ福祉会  
役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本会の役員に対する報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の報酬)

第2条 役員に対して報酬を支給する。ただし、常勤の職員を兼ねる役員については、この限りでない。

(報酬の基準及び額)

第3条 役員に対する報酬は、理事長に対しては月額、理事長以外の役員に対しては年額とし、別表の基準による定額とする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

別表

役員名	基 準	報 酉 額
理事長	令和7年4月1日現在の職員の給与に関する規程第5条別表1中、5級1号級の額を月の標準所定労働時間（168時間）で除して得た額に月の業務相当時間（2時間×30日）を乗じて得た額（10,000円未満切り上げ）。	月額100,000円
理 事	令和7年4月1日現在の職員の給与に関する規程第5条別表1中、5級1号級の額を月の標準所定労働時間（168時間）で除して得た額に年の業務相当時間（2時間×12月）を乗じて得た額（10,000円未満切り上げ）。	年額40,000円
監 事	令和7年4月1日現在の職員の給与に関する規程第5条別表1中、5級1号級の額を月の標準所定労働時間（168時間）で除して得た額に年の業務相当時間（2.5時間×12月）を乗じて得た額（10,000円未満切り上げ）。	年額50,000円

附 則

1 この規程は、平成13年3月22日から施行する。

2 役員の報酬に関する規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年度会計のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の日から施行する。